



SMBC

CHINA MONTHLY

第55号

2010年1月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

<目次>

2009年11月～12月の主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

連載：中国のアニメ市場の概要

(第1回) 中国アニメを取り巻く状況

日本総合研究所 総合研究部門

主任研究員 今井 宏・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4

経済トピックス

2010年の経済運営に関する基本方針を確定

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 佐野 淳也・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

上海現地レポート

来料加工工場の外商投資企業への転換について

弁護士法人キャスト

キャスト法律事務所・外国法共同事業

弁護士 伊奈 知芳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～8

制度情報

日本払い給与の精算に対する企業所得税課税とその対策

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9～11

制度情報

食品標識管理規定について

上海華鐘投資コンサルティング有限公司・・・・・・・・・・・・・12～13

マクロ経済レポート

中国経済展望

日本総合研究所

調査部 副主任研究員 佐野 淳也・・・・・・・・・・・・・14～18

金利為替情報

中国人民元 台湾ドル 香港ドル

三井住友銀行 市場営業統括部(シカゴ[®] -ル)

マーケット・アナリスト 吉越 哲雄・・・・・・・・・・・・・19～21

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

2009年11月～12月の主な動き

日付	トピック
11月18日	■ 中国最大級の国際食品見本市「FHC・CHINA2009」が、上海市浦東新区で開幕。農林水産省も日本パビリオンを出展し、日本産食品をアピール
11月20日	■ 国家発展・改革委員会は非居住民向けの電力料金を1キロワット時当たり平均0.028元（約0.36円）引き上げると発表、製造業などへの圧力に
11月21日	■ 黒竜江省鶴崗市の炭鉱でガス爆発事故が発生、死者100人を超える
11月24日	■ 第7回中国（広州）国際自動車展覧会（広州モーターショー）が開幕。出展する完成車メーカーは国内外から70社近く、出展台数は約720台で、いずれも過去最大に ■ 工業・信息化部と国家発展・改革委員会は固定電話の料金体系変更について明記した新たな通知を公布。通信キャリアに対し、現行の料金を上限に通話料金などを引き下げること認可
11月25日	■ 国務院は常務会議で、国内旅行業について参入制限を緩和するなどの新たな方針を打ち出す
11月26日	■ 国家発展・改革委員会は、2020年までにGDP単位当たりのCO2排出量を、05年比40～45%削減するとの数値目標を発表。12月のCOP15を控え、CO2排出量世界一の中国も協力姿勢を全面に
11月27日	■ 中国共産党は政治局会議を開催、来年の経済状況とマクロ政策について検討。来年も積極的な財政政策と、適度に緩和した通貨政策を維持していくことを確認
12月1日	■ 国家統計局は11月の製造業の購買担当者景気指数（PMI）を発表。前月と同水準の55.2で、成長の目安となる50を9カ月連続で超過
12月2日	■ 外資企業や個人が中国で設立するパートナー企業の設立について、手続き簡素化などを目的とする新たな管理法を発表。来年3月1日から施行
12月3日	■ 国家発展・改革委員会系のシンクタンク、国家信息中心は2010年の経済成長率が前年比8.5%前後になるとの予測を発表 ■ 中国汽車工業協会は10月の自動車の輸入台数を発表、昨年同月比49.8%増の4万6,900台に。前月比では12.7%増、単月ベースでは直近約3年で最高を記録
12月5日	■ 中国共産党と国務院は来年のマクロ経済政策の指針について話し合う中央経済工作会議を開催（～7日）。金融危機対応で進めてきた積極的な財政出動と、金融緩和を堅持することを柱とする5大方針をまとめる
12月7日	■ シンクタンクの社会科学院は、09年の経済成長率は8.3%、10年は9.1%になるとの予測を発表
12月8日	■ 中国汽車工業協会は1～11月の自動車販売台数を発表。42.4%増の1,223万400台で、通年で1,300万台を突破するのが確実に。11月単月の販売は96.4%増の133万7,700台で過去最高を記録 ■ 国務院は2010年の連休日程を発表、旧正月休暇は2月13日～19日の7日間で、2月20日（土）、21日（日）は振り替え出勤日に
12月9日	■ 国務院は常務会議で、低排気量車の購入税減税や、農村部での自動車普及策の延長を決定
12月10日	■ 民主党の小沢一郎幹事長が国会議員など約600人とともに訪中、胡錦濤国家主席と会談
12月11日	■ 国家統計局は11月の消費者物価指数（CPI）を発表、前年同月比0.6%上昇に。今年2月から10月まで9カ月連続でのマイナスが続いていたが、年末を前にプラスに。社会消費品小売総額も ■ 国家統計局は11月の工業生産額を発表、前年同月比で19.2%増と伸びが前月より加速。このほか1～11月の都市部固定資産投資は32.1%増に ■ 税関総署は1～11月の輸出を発表、前年同期比で18.8%減に、貿易黒字は30.6%の減少。輸出の減少幅は1～10月の20.5%減から縮小、引き続き持ち直している
12月12日	■ 胡錦濤国家主席がカザフスタンとトルクメニスタンを訪問、エネルギー分野での協力強化目的
12月14日	■ 習近平国家副主席が来日、鳩山由紀夫首相らと会談、福岡市も訪問
12月18日	■ 国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議（COP15）の首脳級会合、温家宝首相も出席

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

連載
REPORT

中国のアニメ市場の概要
(第1回) 中国アニメを取り巻く状況

SMBC China Monthly

日本総合研究所 総合研究部門

主任研究員 今井 宏

E-mail : imai.hiroshi@jri.co.jp

アニメ人気拡大する中国

中国では、アニメの人気が高まっています。統計データで捉えるのは難しいものの、例えばアニメを専門に放送しているチャンネルとして、衛星放送では、北京アニメチャンネル(北京電視台) 上海炫動アニメ衛星チャンネル(上海の主要なメディア関連 6 機構による共同事業) 金鷹アニメ衛星チャンネル(湖南広電集団) 嘉佳アニメチャンネル(広東電視台) の4つのチャンネルが開設されています。このうち、上海炫動アニメ衛星チャンネルの視聴人口は1億人に達しています。また、中央電視台(CCTV)ではアニメ専用チャンネルはないものの、12のチャンネルのうち5つのチャンネルでアニメが放送されています。これ以外の放送局の場合でも、一部の時間にアニメを放送するチャンネルは多いです。

図表1 中央電視台のアニメ放映状況

チャンネル	種類	アニメ放映の有無
CCTV-1	総合	あり
CCTV-2	ビジネス 経済生活	なし
CCTV-3	芸術・文化	なし
CCTV-4	国際(中国語)	あり
CCTV-5	スポーツ	なし
CCTV-6	映画	あり
CCTV-7	少児・農業・軍事	あり
CCTV-8	ドラマ	なし
CCTV-9	国際(英語)	なし
CCTV-10	教育・科学	なし
CCTV-11	戯曲	なし
CCTV-12	法律・社会	あり

(資料)JETRO「中国アニメ市場調査」2009年

また、上海、北京、杭州などの大都市では、アニメをテーマにしたイベントや展示会が、中小規模のものも含めれば毎月のように開かれています。そこでは、DVD や VCD 関連のキャラクターグッズなどの販売が行われるとともに、様々なコスプレイベントが開催されています。上海炫動アニメ衛星チャンネルが主催した「上海アニメ総動員」というアニメイベントでは、1日平均2万人、5日間の期間中合計で10万人を超える来場者を集め、チケットの売上収入が60万円に達する大型イベントとなっています。

さらに、アニメの人気拡大に伴い、中国のアニメ産業も成長しています。2008年に中国で制作されたアニメ番組は324本で、2007年に比べると129本の大幅増となりました。また、国産アニメ映画も6本公開されました。関連分野においても、例えばアニメ関連雑誌は、2008年の雑誌発行部数ランキングのトップ30に8誌がランクインしました。

海外アニメに対する様々な規制

中国では、2004年4月に「わが国の映像アニメ産業の発展に関する若干の意見」が国家広播電影電視総局(以下、国家広電総局)によって公布され、国産アニメの振興が強く打ち出されました。

まず、各テレビ局に対して、アニメの放送時間を拡大することと、国産アニメの放送時間をアニメ番組全体の60%以上(輸入アニメは40%以下)とすることが義務付けられました。また、既に述べたようにアニメ専門チャンネルの創設が進められました。

現在では、海外アニメの輸入・放送に関する規制は、一段と厳しくなっています。まず、国産アニメと海外アニメの放送時間の比率については7:3に変更され、国産アニメの放送時間をアニメ全体の70%以上確保することが義務付けられました。次に、海外アニメを輸入・放送できる機関は、原則として国産アニメを制作した機関に限られ、また、輸入量も国産アニメを制作した時間数までに限定されています。さらに、ゴールデンタイム(17時から21時まで)については、海外アニメの放送は一切禁止されています。

このように、輸入アニメの放送が厳しく制限されていることに加え、輸入自体に関する規制も強化されています。例えば、2005年から2007年までの3年間で、新規に輸入・放

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各専門家に相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

送が許可された海外アニメは、北京テレビが放送した「バグスとトゥイーティー」と上海文広新聞伝媒集団が放送した「テニスの王子様」の2本に過ぎないです。さらに、2008年以降は、新規の輸入はまったく認められていない状況となっています。このような規制のため、テレビでは、日本アニメの最新作が放送されることはなく、数年前に輸入・放送許可を受けた旧作が再放送されているのみであります。

国産アニメ産業の振興策

産業育成面では、海外のアニメ産業と中国のアニメ産業との合作の強化が打ち出されるとともに、国産アニメ育成のための拠点として、国家広電総局によりアニメ制作基地・教学基地の設置が進められています。

中国企業と海外企業の合作に関しては、合併企業を設立する場合と共同制作の場合が想定されています。まず、合併企業の設立に関しては、中国側がマジョリティを取ることや中国側の現物出資が認められるなど、外資側にとってのメリットが少ないことに加え、アニメ制作の面でパートナー選びも容易ではないことから、実現したケースは少ないです。また、共同制作の場合も、双方の思惑の違いから納得のできる合意までは至らないケースが少なくありません。

アニメ制作基地は、国産アニメを制作するテレビ局や企業を支援するものですが、大規模グループや企業に加えて、新規企業や中小企業育成のためのインキュベーション施設も指定されています。現在、第1次指定9基地、第2次指定6基地の合計15基地が存在します。教学基地は、アニメ、映像、美術教育などの面で定評のある大学、専門学校などが指定されており、高度なアニメ関連人材育成のための資金援助が行われています。

アニメ人気の現状と背景

中国産アニメを振興するため、様々な規制や育成策がとられているものの、現在の中国におけるアニメ人気の中心となっているのは依然海外アニメであり、なかでも日本アニメの人気は極めて高いです。2009年4月に発表された「中国文化産業発展報告2009年」によれば、中国で人気のあるアニメのトップ20のうち中国のアニメは1つだけで、残りの19はすべて日本のアニメでした。

しかし、既に述べたテレビ放送における制約に加え、中国市場における海賊版の氾濫を危惧し、日本アニメのDVD、VCDなどの正規版の流通もほとんど行われていないのが現状です。コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の海賊版の押収状況をみると、依然中国においてかなりの数の押収があり、しかも、それは氷山の一角に過ぎないとも言われています。海賊版の店頭価格は安いもので5~10元、DVDなどのうち品質のよいものでも15~20元程度で販売されており、都市部の子供であれば小遣いの範囲で購入可能な範囲であります。

このような海賊版の横行に加え、最近ではインターネットサイトからのダウンロードが急激に増加しており、テレビ放送や正規版のDVDなどの流通がないにもかかわらず、中国において日本アニメの人気が高まる結果となっています。実際、日本でテレビ放送された最新のアニメでさえも、早ければ数時間後にはネット上にアップロードされる状況となっています。従来は違法サイトなどの中心であったが、現在は個人が一般サイトにアップロードするケースが増えており、取締りが難しくなっています。

図表2 CODAによる海賊版押収状況

期間	押収枚数	
	DVD	VCD・CD-Rなど
2005年4月～ 2006年3月	1,719,453	131,058
2006年4月～ 2007年3月	236,157	195,177
2007年4月～ 2008年3月	154,510	5,052
2008年4月～ 2009年3月	535,125	175

(資料)CODA

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

経済トピックス 2010年の経済運営に関する
TOPICS **基本方針を確定**
SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部
副主任研究員 佐野 淳也
E-mail : sano.junya@jri.co.jp

金融緩和策は2010年も継続

12月5～7日の3日間、中央経済工作会議が開催されました。同会議は、年1回(通常、12月上旬)開催され、翌年の経済運営に関する基本方針や重点項目の決定が主要議題となります(右表)。今回の特徴として、以下の三点を指摘できます。

第1に、金融緩和策の継続を決定したことです。インフレリスクの増大や資産価格の急騰防止の観点から、引き締め政策への転換が度々指摘されるようになったのに対し、中央経済工作会議では、物価上昇への期待感の制御(沈静化)・生産過剰業種への融資抑制といった留保条件が付けられたものの、「適度に緩和した金融政策」の継続を明言しています。加えて、重点プロジェクトにおける資金需要への対応、成長が期待される産業等への貸出拡大に取り組む姿勢も示しました。金融引き締めを優先させた場合、景気を再び失速させかねないとの判断が働いたためとみられます。

第2に、構造調整あるいは改革の推進を重視していることです。2010年の基本方針(最重要事項)として、経済発展(成長)方式の転換促進が掲げられました。産業移転(例えば、沿海部から内陸部へ)の秩序ある推進、農村から中小都市への移動促進に向けた規制緩和及び都市整備の推進などにも言及しています。いずれも、実現は容易ではないものの、長期にわたる成長持続に向けて取り組まなければならない課題でありましょう。

第3に、国際収支の均衡化を目指す姿勢を示したことです。輸出は2008年11月以降前年割れが続いており、新規市場の開拓や品質向上などを通じて、輸出を持続的に拡大させていくとの方針を胡錦濤政権が打ち出したのは当然の対応と思われます。その一方、一部(エネルギーや資源の大量消費、高汚染)製品の輸出抑制に加え、輸入の拡大を通じて、貿易面での均衡を図る方針が明記されました。中国の膨大な貿易黒字に対する海外からの是正要求に、一定の配慮を示したものと見えるでしょう。

消費刺激策の延長、拡充を実施へ

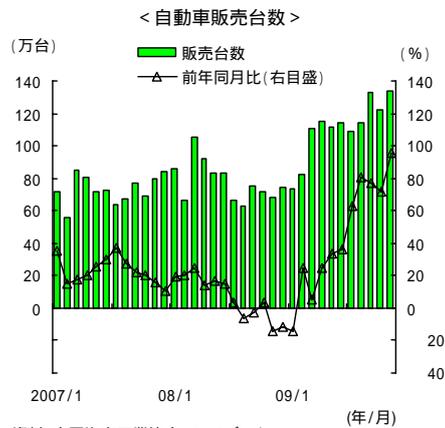
今後、成長持続、構造調整の両面で重要と位置付けた消費面での具体的な措置の執行が焦点になると考えられます。

中央経済工作会議終了後、国务院(中央政府)は、小型乗用車に係る車両購入税軽減措置の1年延長(2010年末まで、減税幅は2.5%ポイント圧縮)・自動車買い換えに伴う新車補助金額の引き上げなどを決定しました。これらの措置は、好調な自動車販売を2010年以降も下支えすることになるでしょう(右図)。ただし、「家電下乡」については、12月上旬の時点では、上限価格の引き上げや対象品目の追加(追加1品目は地方に任せる)など、拡充の方針を示したものの、引き上げ額などの具体的な部分では曖昧さが残っています。一連の消費喚起措置における具体的な追加事項を迅速に固め、実行に移すことが政府の喫緊の課題といえます。

<中央経済工作会議の主要ポイント>

決定事項	内容
2010年の経済運営における基本方針	・経済発展(成長)方式の転換促進 「安定的で比較的速い経済発展の維持」と「経済発展方式の転換加速」を一体的に取り組みと表明
6つの重点項目	・マクロコントロールの水準向上、安定的で比較的速い経済発展の維持 ・経済構造調整の積極的推進、経済発展の質的向上 ・農村を基礎として、内需拡大の余地を増やす ・経済体制改革の深化と経済活性化の推進 ・輸出の安定的な拡大と国際収支バランスの促進 ・民生の改善による社会の安定

(資料) 中国政府公式サイトなど



(資料) 中国汽車工業協会、CEICデータベース

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

上海現地レポート 来料加工工場の外商投資企業への転換について

REPORT

SMBC China Monthly

弁護士法人キャスト

キャスト法律事務所・外国法共同事業

弁護士 伊奈 知芳

E-mail: ina@cast-law.com

第50号から、来料加工工場を外商投資企業へ転換させる際に主に問題となると考えられるポイントについて簡単な検討を試みていますが【¹】、今回も同テーマにつき引き続き検討を行います【²】。

取引先の継続

来料加工工場を外商投資企業へと転換する場合において、当該来料加工工場において従来から転廠（深加工結転）取引【³】が行われていた場合には、その転廠の形態を変更させることとなり、取引先に無用の負担を生じさせる可能性があります。

すなわち、そもそも転廠は、保税輸入原料・部品（保税部材）を第三者に転売することを基礎とするため、進料加工（当該保税部材が加工貿易企業に売却され、その所有権が加工貿易企業に帰属する形式の加工貿易）の場合に行われるのが本来の形となります。一方、来料加工の場合には来料加工工場が法人格を有さず、請負契約をその内実とするため、保税部材の所有権は外国企業等に帰属することとなり、同工場がそれを任意に転売することはできません。そこで、本来は来料加工において転廠は生じ得ないはずですが、華南地区においては、転廠に対応した売買（決済）を距離的に近接した香港において行うことにより、実務的に来料加工工場による転廠が行われているのが現状です。

この来料加工工場が外商投資企業へ転換し、法人格を取得すると、当該外商投資企業において進料加工の形式による加工貿易が可能となるため、中国国内における売買（決済）を行うこととなります（すなわち、原則的な形態の転廠取引が可能となります）。しかし、それに伴い、従前に香港において売買（決済）を行っていた転廠取引の相手方に対しても従来の売買（決済）形態を変更させ、中国国内における売買（決済）を行うことを余儀なくさせることとなります。

このような場合に、取引相手が上記のような決済方法の変更を負担に感じる場合には、以後の取引継続に難色を示す恐れも否定できないため、必要な取引先に対しては、転換後の外商投資企業との間でも取引を継続してもらえようような対応が必要となる可能性があります。

従来から利用している不動産（工場建物、敷地の土地権利）の取扱い

本テーマの初回記事【⁴】にて述べたとおり、来料加工工場を外商投資企業に転換するとした場合には、(a)同一敷地内に（転換先となる）外商投資企業を新規設立するケースと、

¹ 第50号、51号及び54号において、来料加工工場の外商投資企業への転換に際する問題点として、過去の蓄積された違法行為に対する措置、工場の生産設備の移管、従業員の移管、取引先の継続及び従来から利用している不動産（工場建物、敷地の土地権利）の取扱いという5点について問題提起し、乃至まで検討を行いましたので、今回はこのうち及びについて検討します。

² 本稿は、キャストコンサルティング株式会社発行の会報誌「キャスト中国ビジネス」12月号の記事原稿として2009年11月4日に執筆されたものを加筆・修正したものです。

³ 転廠（深加工結転）とは、加工貿易企業が保税輸入原料・部品を加工した製品を他の1つの直轄税関の税関区内の加工貿易企業に移転し、更に加工した後に再輸出する経営活動をいいます（「加工貿易保税貨物の税関区をまたがる深加工結転に関する税関の管理弁法（税関総署令第109号、2004年3月1日施行）第2条」）。

⁴ 本誌第49号（2009年8月）をご参照ください。

(b)他の場所に(転換先となる)外商投資企業を新規設立するケースがありえます。このうち、外商投資企業が来料加工工場の使用していた不動産(土地使用权については、地元の郷鎮企業が保有する農民集団所有土地使用权であることが多いものと考えられます。)をそのまま流用することを希望する場合(a)の場合)には、(a-1)当該不動産のうち土地使用权を農民集団所有土地使用权から国有土地使用权に性質変更し、これを外商投資企業が有償で払下げを受けて、これを前提として建物所有権についても譲り受けるという方法、及び(a-2)当該企業を中外合作経営企業とし、外国側出資者(香港企業を含みます。)100%、中国側当事者(不動産、すなわち農民集団所有土地使用权及び建物所有権を保有又は管理する郷鎮企業)0%の出資比率設計として、中国側当事者が不動産を中外合作経営企業の資本として構成せず(現物出資対象とすることなく)、合作条件(合作プロジェクトの実行の基礎条件)の提供をするという方法がありえます。

この点、(a-2)の方法のほうが(a-1)の方法に比べてコストがかからないという利点がありますが、関連法令【⁵】上、出資比率0%の中国側当事者にも董事会の董事又は連合管理委員会の委員【⁶】(以下「董事等」といいます。)の委任派遣の権利が認められる以上、不動産問題の解決のために中国側当事者にも経営に関与させなければならない、という問題が生じます(同実施細則第29条は出席董事等の全会一致決議事項を法定するため、当該事項について中国側当事者はその委任派遣する董事等を通じて拒否権を行使することができることとなります。)。そこで、(a-3)農民集団所有土地使用权及び建物所有権について不動産賃借を実行するという方法が実務的には存在します。ただし、中国の法制度上、農民集団所有土地使用权に対して賃借権を設定することは認められておらず【⁷】、この方法は違法です。賃借人にペナルティがないことより、実務的には一定数採用例を見るところですが、契約が無効化することに伴う懸念もあり【⁸】、当然ながら推奨できる方法ではありません。

まとめ

以上、5回にわたり本テーマにつき検討して参りましたが、来料加工工場の外商投資企業への転換については、関係政府部門における推進の意向にかかわらず、実際には多くの企業がなお実行に踏み切れていないのが現状のようです。

これには、これまで検討したような各種の問題のほか、外商投資企業の新規設立に伴う経済的、手続的負担の発生等の諸要素も原因となっていると思われます(主な要素として

⁵ 「中外合作経営企業法実施細則」(対外貿易経済合作部、1995年9月4日発布・施行)

第26条 董事会の董事又は連合管理委員会の委員は、合作各当事者が自ら任命し、又は交替させる。董事会の董事長及び副董事長又は連合管理委員会の主任及び副主任の選出方法は、合作企業定款に定める。中外合作者の一方が董事長又は主任を担任する場合には、副董事長又は副主任は、他方が担任する。

⁶ 連合管理委員会とは、中外合作経営企業において董事会に代替しうる権力機構です(中外合作経営企業法実施細則第24条参照)。ただし、現在は法令上、新規設置が認められない可能性があります。

⁷ 「土地管理法」(全国人民代表大会常務委員会、2004年8月28日改正・施行)

第63条 農民集団所有の土地の使用権については、払い下げ、譲渡し、又は賃貸して非農業建設に使用してはならない。ただし、土地利用総体規画に適合し、かつ、法により建設用地を取得した企業が破産又は吸収合併等の事由により土地使用权の法による移転を発生させた場合を除く。

⁸ 「契約法」

第52条 次の各号に掲げる事由の1つのある場合には、契約は、効力を有しない。
(5) 法律又は行政法規の強制的規定に違反するとき。

は、新たな資本金の投入の必要性【⁹】、進料加工を行うための加工貿易業務認可証の取得の必要性【¹⁰】、消防・環境保護等に関する認可の再取得の必要性【¹¹】等が含まれます。)

経済的發展とともに人件費の増加も顕著な中国において、今後、将来的に来料加工工場が減少し、法人化していく傾向は明らかであろうと思われませんが、実際にどのタイミングでその傾向が加速するか、また関係政府部門が新たな優遇政策等を発布するのか等について、その動向が注目されます。(完)

⁹ 外商投資企業への転換にあたって設備等を現物出資するとしても、登録資本の30%以上は現金でなければなりません(「会社法」第27条第3項)。

¹⁰ 「加工貿易審査認可管理暫定施行弁法」第14条等参照。

¹¹ 前出「工商職能作用を十分に發揮し、『三来一補』企業のモデルチェンジ・グレードアップを全力で支持することに関する指導意見の印刷・発布にかかる通知」第6条により、広東省においては、来料加工工場が増築し、又は改築していない場合には、消防・環境保護等に関する認可の再取得が不要となる場合もありえますが、設立から数十年が経過している来料加工工場の場合には、同条の要件を充足しうるケースは必ずしも多くないと思われ

制度情報 TOPICS 日本払い給与の精算に対する 企業所得税課税とその対策

SMBC China Monthly

Mizuno Consultancy Holdings Limited

代表取締役社長 水野 真澄

E-mail : mizuno@mizuno-ch.com

日本払い給与の精算に対する企業所得税課税とその対策

中国現法に外向する社員に付いては、給与の一部が日本で払われるのが通常です。この場合、派遣元である日本法人が、日本払い給与と相当額を外向社員の日本口座に振り込み、その後、本来の給与負担者である中国現法から回収する方法が取られます。但し、この送金（中国現法から日本の親会社への対外送金）は、2002年以降、送金規制が行われており、地域によっては送金が認められない場合があります。今年に入り、この管理が一層強化され、送金が認められない、若しくは、送金は認められるものの、送金時に企業所得税・営業税が課税されるという事態が、全国的に生じています。この様な送金規制・課税が行われる理由を、以下、解説します。

1. 日本払い給与の対外送金

日本企業の本社員が、中国現法に外向となる場合、外向者の生活の必要性より、中国と日本の双方で給与が支払われるのが通常です。

ただ、給与の支払地が二ヶ所であったとしても、（兼務辞令がなければ）外向者は、中国法人の為に役務を提供していますので、中国現法は、給与全額を負担する必要があります。よって、一旦、日本法人が支払った給与は、本来の負担者である中国現法から回収する必要がありますが、中国現法から日本の親会社に対する対外送金が行われます。

但し、2002年に、この対外送金に関する規制が強化された事がありました。この様な人件費の送金は、本社が立て替え払いした費用の返済であり、立替金の決済を禁止する中国の外貨管理の原則に基づけば、送金が認められない、という理由で、送金規制が行われたものです。

とは言え、当該措置の影響の大きさから、多くの地域で、当月中の送金であれば例外的に送金を認める等の、弾力的な対応が取られた事により、一旦は問題が実務面で解消されました。

ところがこの問題が、今年に入り、再燃したという状況です。

2. 対外送金に関する外貨管理・税務上の問題点

今回の規制の元となった当局通達は、匯発[2008]64号です。

これは、一回につきUS\$3万を超過する非貿易項目の送金を行う際には、税務局での事前申請を義務付ける通知です。

これにより、日本払い人件費の送金に際しては、税務局での申請が義務付けられますが、その送金名目を、立替金とするか労務費とするかが問題となります。

対外送金の内容は、既に、中国で個人所得税課税を受けた給与（日本法人立替分）の精算ですが、その内容で申請すれば、立替金として、外貨送金が禁止されます。

一方、労務費とすれば、非居住者に対する労務費の送金は、企業所得税・営業税の課税対象となり、源泉徴収が義務付けられます。

結果として、立替金として対外送金申請すれば、外貨管理上の理由より送金が認められず、労務費として申請すれば、一旦個人所得税課税を受けた給与に対して、再度、企業所得税・営業税が課税されるという二重課税の問題が生じます。

更に、税務上は、これに留まらず、恒久的施設認定（P/E課税）に発展するケースも出てきています。これは、対外送金を優先した結果、実態とは異なる名目、つまり、技術指導料・コンサルティング役務等に準じた形で対外送金が行われる事となりますが、日中租税

条約に基づけば、日本法人が連続する12ヶ月内に、中国で6ヶ月超の人的役務の提供を行うと、P/Eとして認定されます。この様な形で、見なしP/E認定が行われるものです。

では、P/E認定が行われない場合と行われる場合で、どの様な課税が行われるのでしょうか。

P/E認定されない場合

P/E認定が行われない場合は、企業所得税法第3条第3項、第4条及び、企業所得税法実施条例第91条に基づいて、10%の企業所得税課税が行われます(企業所得税法第4条に20%と規定された税率を、実施条例第91条で10%に軽減)。

同時に、営業税暫定条例では、中国内を源泉とした役務に対しては、5%の営業税課税が義務付けられますので、対外送金時に、合計15%の源泉徴収課税が行われます(注)。

注:従来は、企業所得税課税時に、営業税の控除が認められましたので、実質税率は14.5%でしたが、財税[2008]130号により、営業税控除が認められなくなりましたので、現在では15%の課税率となります。

P/E認定される場合

P/E認定される場合は、中国に拠点があるものと見なされ、見なしP/Eの所得に対して、企業所得税・営業税が課税されます。

課税に際し、人件費の対外送金額全体に対して、25%の税率(企業所得税の標準税率)での課税が要求されるケースもあるようですが、企業所得税法第8条に、企業が取得する収入に係る合理的な支出(原価、費用、税金、損失)は控除が認められる点が規定されています。

よって、送金金額全額を課税所得と見なして25%での課税を税務局が要求するのは、合理性を欠く対応と言えるでしょう。

因みに、「国家税務総局令2009年第19号」では、人的役務の提供によるP/E認定を厳格化する方針が出されています。

一旦、P/E認定が行われると、この公告に基づいて、日本法人の中国での税務登記等が求められる、徴税管理が強化されますので、この様な事態に発展しないような事前の注意が必要です。

3. 二重課税を回避する為の対応

日本払い給与の精算に伴う対外送金で、二重課税が生じる理由を上述しましたが、この様な二重課税を回避する事はできるのでしょうか。

これに際して、最も確実な方法は、給与の全額を中国で受取り、外国籍社員個人が中国未使用分を、本人の日本の口座に送金する事です。

この方法であれば、「出向者本人が送金手続を行う為、立替払いにならない事」、「個人所得税の申告書を提示すれば、課税済所得の送金である事が立証できる事」、「人民元から外貨への換金は、申告所得の範囲内であれば可能である事」から、最もリスクが少ない方法である事は確かです。

勿論、個人が送金実務を行う為、個人に実務上の負担をかける方法である事は確かですし、日本の口座に入金できるまでに一定の時間を要する為、日本での生活資金がオンタイムに入金できない懸念があります。

但し、中国での非居住者課税リスクは、年々高まっているのは確かですので、これを回避する為には、検討を要する価値がある方法ではあります。

また、日本での入金の遅れについては、日本法人が、出向者に一定の短期的な貸付を行う事で解消している事例もあります。

更に、外貨管理局より多国籍企業認定を受けた企業であれば、出向社員の人件費の送金を行う事が認められています(匯発[2004]62号)。

外貨管理上の多国籍企業認定は、なかなか高いハードルではありますが、この認定を受ける事ができれば、課税問題・送金実務の問題の双方を解消する事ができます。

制度情報② 食品標識管理規定について

REPORT

SMBC China Monthly

上海華鐘投資コンサルティング(有)

TEL:(021)6467-1198

http://www.shcs.com.cn

Q: 輸入食品を中国で小売販売しようとしています。最近の食品標識に関する法律と管理規定について、教えてください。

A: 2009年10月22日、国家質量監督検閲検疫総局は、2009年第123号令により『[「食品標識管理規定」の改訂に関する決定](#) (中国語: [「食品標識管理規定」的決定](#))]を公布しました。公布日より施行されており、内容は以下の通りです。

1. 政策の背景

元の『食品標識管理規定』(国家質量監督検閲検疫総局第102号令)は、2008年9月1日に施行されていますが、新たに施行されている『[食品安全法](#)』の効力が行政法規を上回ったことから、食品安全法の徹底的な実施を図る上で、食品標識の監督管理を一層強化するために、総局は『[「食品標識管理規定」の改訂に関する決定](#)』を公布しました。標識の内容と形式の両面から食品標識を規範化し、現有の規定を基礎として必要な改訂を行って、新たな情勢における食品安全の必要性に符合するものとしています。

2. 新旧の対比

条文	2007年版	2009年版
第1条	食品標識の監督管理を強化し、食品標識の表示を規範化して、品質の欺瞞を防止し、企業や消費者の合法的權益を保護するために、 「中華人民共和国製品品質法 』、『 中華人民共和国食品衛生法 』、『 国務院：食品等の製品の安全監督管理の強化に関する特別規定 』及び『 中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例 』等の法律法規に基づき、本規定を制定する。	食品標識の監督管理を強化し、食品標識の表示を規範化して、品質の欺瞞を防止し、企業や消費者の合法的權益を保護するために、 「中華人民共和国食品安全法 』、『 中華人民共和国製品品質法 』、『 国務院：食品等の製品の安全監督管理の強化に関する特別規定 』等の法律法規に基づき、本規定を制定する。
第8条 第1項	食品標識には、生産者の名称及び住所を表記しなければならない。生産者の名称及び住所は、法に基づき登録登記したものであり、製品の品質責任を負うことのできる生産者の名称、住所でなければならない。	食品標識には、生産者の名称、住所及び 連絡方法 を表記しなければならない。生産者の名称及び住所は、法に基づき登録登記したものであり、製品の品質責任を負うことのできる生産者の名称、住所でなければならない。
第9条	第1項 食品標識は、食品の生産期日や品質保証期間を明瞭に表示しなければならない。	食品標識は、食品の生産期日や品質保証期間を明瞭に表示すると共に、 関連規定の要求に基づいて保存条件を記載 しなければならない。
	第2項 アルコール含有量が10%以上(10%を含む)の飲料酒、食酢、食用塩、固体食用糖類については、品質保証期間の表示を免除することができる。	アルコール含有量が10%以上(10%を含む)の飲料酒、食酢、食用塩、固体食用糖類については、品質保証期間の表示を免除することができる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

第10条 第1項	定量包装食品の標識には、正味重量を記載しなければならない。固体、液体の両方の物質を含む食品については、正味重量を記載する他、更に、固形物の含有量も表示しなければならない。	定量包装食品の標識には、正味重量を記載しなければならない。併せて、 <u>関連規定の要求に基づき、規格を記載しなければならない。</u> 固体、液体の両方の物質を含む食品については、正味重量を記載する他、更に、固形物の含有量も表示しなければならない。
第11条	第1項	食品標識には、食品の原材料リストを記載しなければならない。
	第4項	<u>乳幼児及びその他特定の層専用の主・補助食品については、更に、標識に主要栄養成分及び含有量を記載しなければならない。</u>
第12条	食品標識には、企業が実施している国家基準、業界基準、地方基準の番号或いは登録済みの企業基準番号を記載しなければならない。	食品標識には、 <u>企業が実施している製品基準の番号を記載しなければならない。</u>
第26条	本規定第5条第1項に違反し、食品或いはその包装に標識を付さない場合、期限を設けて改正を命じ、1万元以下の罰金を科する。	<u>本規定に違反し、『中華人民共和国食品安全法』及びその実施条例等の法律法規が規定する違法行為を構成した場合、関連法律法規の規定に基づき、処罰する。</u>
第28条	<u>本規定第9条、第15条に違反し、規定通りに生産期日、品質保証期間、警告表示或いは中国語の警告説明を記載しない場合、『中華人民共和国製品品質法』第54条の規定に基づいて処罰する。</u>	本規定第15条に違反し、規定通りに警告表示或いは中国語の警告説明を記載しない場合、 <u>『中華人民共和国製品品質法』第54条の規定に基づいて処罰する。</u>
第30条	生産許可証管理を実施する食品について、その標識に生産許可証番号及び表示が記載されていない場合、 <u>『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』第47条の規定に基づいて処罰する。</u> 生産許可証番号や表示を偽造、模造、変造した場合、 <u>『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』第51条の規定に基づき処罰する。</u>	削除。

以上の規定は公布と同時に施行されましたが、2009年10月22日、国家質量監督検査検疫総局は、公告2009年第100号を公布し、『食品生産者が2010年6月1日迄に生産加工する食品については、引続き原規定の要求に符合する現有の標識包装を使用することもできるし、販売ユニット毎にラベルを付したり別途補充説明を付したりすることにより、現有標識の関連内容を完備し、保証標識の全ての内容が、新たに改訂された『食品標識管理規定』に符合することを保証してもよい』と規定しています。2010年6月1日以降は、生産加工された食品標識の内容や形式が改訂版『食品標識管理規定』の要求に符合しない場合、各級品質技術監督部門が、法に基づき調査、処罰を行います。

マクロ経済レポート
REPORT

中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 佐野 淳也

E-mail : sano.junya@jri.co.jp

1. 景気の現状

(1) 景気は、回復傾向で推移

都市部固定資産投資は、高水準の伸び率を維持。工業生産も前年同月比の伸びが加速するなど、成長持続を期待させる動きが内需面を中心に多くみられる。景気は最悪期を脱し、回復の中身や持続性について検討される局面へ。

(2) 主要経済指標の動き

1～10月の都市部固定資産投資は、前年同期比33.1%増と、1～9月に比べて伸び率が若干低下したものの、急拡大続く。10月の銀行融資残高は前年同月比34.2%増、マネーサプライは同29.4%増と、2008年末以降の金融緩和策を反映した結果。

10月の工業生産は前年同月比16.1%増と、2008年6月以来の高い伸び。同月の製造業購買担当者指数も55.2となり、上昇ペースが加速。

10月の輸出は12カ月連続して前年割れ(13.8%)となったが、減少幅は9月に続いて縮小。

10月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比0.5%。食品価格の上昇傾向の持続などにより、CPIの下落に底打ち感。

(3) 景気対策追加の可能性

中国の政府系エコノミストの間では、第2弾の景気刺激策を検討する状況ではないとの認識広がる。消費の成長けん引力強化を促す政策を政府が講じるべきとの意見も相次ぐように。

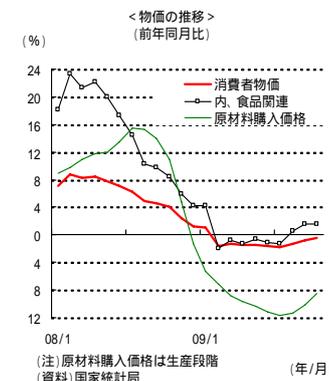
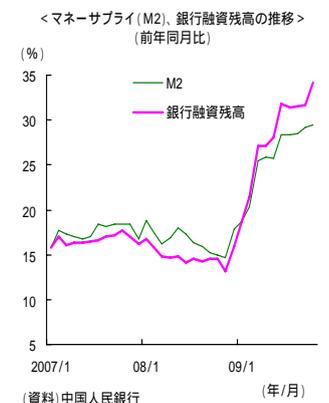
2. 最近のマクロ政策

(1) 第3四半期「中国貨幣政策執行報告」(11/11公表)

「適度に緩和した金融政策」の継続とともに、金融面から経済発展を下支えしていくとの方針を表明。但し、生産過剰業種等への貸出抑制を求める姿勢も示す。

(2) 中国銀行業監督管理委員会の声明(11/23)

商業銀行に対し、貸出先企業の状況や融資リスク管理などの強化に加え、適度なペースでの融資規模の拡大を要請。ただし、一部報道で指摘された貸出総量規制の再開や大手銀行の自己資本比率引き上げについては、明確に否定。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

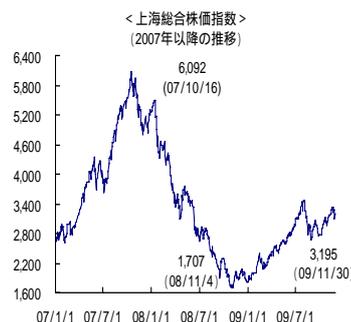
3. 株式市場の動き

(1) 上海総合株価指数の推移

11月30日の上海総合株価指数は3,195ポイント。11月は中旬まで株価の持ち直しが続いていたが、下旬に入ってから急落。

3,300台を一時回復したものの、数日で3,000台に
 ・11月上旬は、10月の製造業購買担当者指数が55.2と、8カ月連続で好不況の目安となる50を突破したと発表されるなど、先行きを期待させる材料が多く、株価は連日上昇。

・中旬に入り、11日、12日と2日連続して前日終値を下回る。11日に発表された主要指標の内、实体经济の回復傾向持続については、大きな押し上げ要因とならず。むしろ、10月の金融機関による新規貸出額が市場の予測を下回る水準にとどまったため、金融引き締めに対する警戒感が広がり、株価を押し下げ。しかし、13日以降は需要増に伴う業績回復期待から反転、18日には、8月以来となる3,300台を回復。
 ・下旬に入ると、引き締め懸念が市場で再度強まり、24日以降は下落傾向が加速。27日には、国内要因と、ドバイの債務返済延期要請を契機とする世界的な株価下落が重なり、3,000台まで落ち込む（30日は反発）。



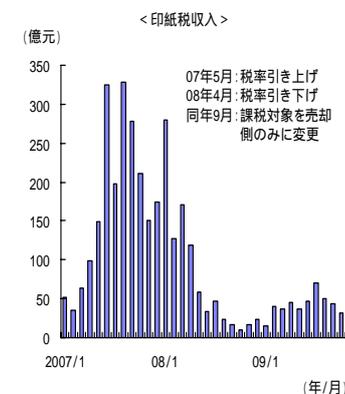
(注)最新は、09年11月30日 (年/月/日)
(資料)Datastream



(注)最新は、09年11月30日 (年/月/日)
(資料)Datastream

(2) 印紙税収入の推移

大型連休で休場日が多かったため、10月の株式取引に係る印紙税収入は32.4億元と、3カ月連続して前月を下回る。



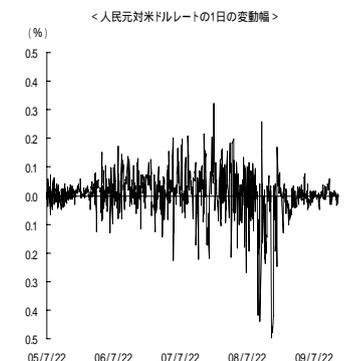
(資料)中国証券監督管理委員会、国家統計局

4. 人民元為替レートの動き

(1) 11月30日時点の為替レートは、1米ドル = 6.827元。11月の為替相場も総じて6.82元台で推移。

(2) 中国政府の為替政策

中国人民銀行は、最新の「中国貨幣政策執行報告」の中で、従来の「合理的な水準での為替レートの安定」という表現を削除し、「国際資本の流れや主要通貨の変化の動き」を考慮した為替政策を推進すると表明。元高容認に含みを持たせたとの見方が広がる。ただし、毎朝発表される基準値では、元高に誘導しようとする当局の意向は明確にはうかがえず。他方、商務部は、11月16日の定例記者会見の席上、「人民元レートの安定維持」が企業には引き続き必要と発言し、人民元レートの上昇に反対の姿勢を示す。当面は、現行水準維持の公算大。



(注)当日発表の基準値と終値を比較 (年/月/日)
(資料)中国人民銀行、Datastream

【固定資産投資】

(1) 概況

1～10月の都市部固定資産投資は15兆710億元、前年同期比33.1%増。伸び率は1～9月を0.2%ポイント下回ったが、引き続き高水準。

内、不動産開発投資は前年同期比18.9%増の2兆8,440億元。1～9月よりも伸び率が1.2%ポイント上昇。都市部の投資全体の高い伸びを下支えする大きな要因に。

(2) 管轄別

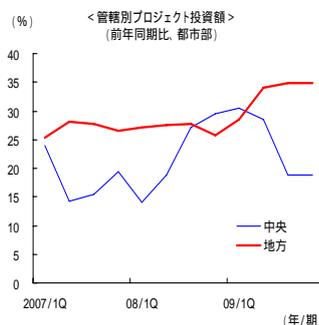
中央分は前年同期比18.8%増と、伸び率の低下傾向に歯止めがかかる兆候あり。地方分は同34.8%増で、急激な拡大が続く。

(3) 省・自治区・直轄市別

上位5省・自治区の内、第1位の河北省を除けば、いずれも西部大開発等の内陸振興策の対象地域。全般的な傾向としても、内陸部が投資の伸びをけん引。

(4) 業種別

鉄道関連は前年同期比82.5%増と、伸び率が突出。



(注) 年初からの累計で前年同期と比較
(資料) 国家統計局



(資料) 国家統計局

【個人消費】

(1) 小売売上高

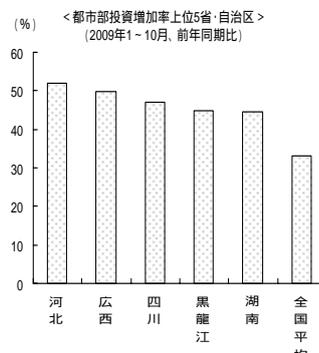
10月の小売売上高は前年同月比16.2%増(名目)と、1月の同18.5%増以来となる高い伸びを記録。地域別では、農村部が前年同月比15.4%増と、9月より0.8%ポイント上昇。都市部も同16.6%増となり、好調に推移。

(2) 自動車の販売動向 (中国汽车工业协会、CEIC)

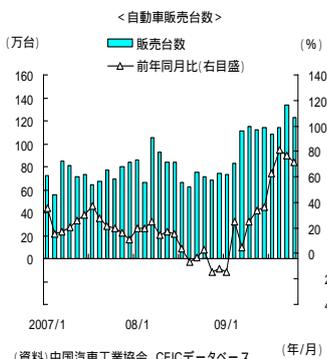
10月の販売台数は、122.6万台。前月比では若干減少したものの、8カ月連続で月間100万台の水準を突破。このペースが続いた場合、通年の販売台数は1,300万台に達する見込み。

(3) 「家電下乡」による販売動向 (公式サイト)

1～10月の販売総額は508.4億元、販売台数2,787.8万台と発表。9月までの実績と比較すると、10月は金額、台数ともに月次の最高水準を更新した模様。



(資料) 国家統計局



(資料) 中国汽车工业协会、CEICデータベース

【輸出・輸入】

(1) 貿易動向(10月及び1~10月)

10月の輸出は1,107.6億ドルと、4カ月連続で1,000億ドルを突破。前年割れで推移しているものの、減少率は13.8%にとどまり、9月に続いてマイナス幅が縮小。11月以降の持ち直しも期待できる状況に。他方、輸入は前年同月比6.4%の867.8億ドルと、9月より減少幅が若干拡大したものの、工業生産の好転を背景とする輸入の回復基調は続いていると判断。10月の貿易黒字は、239.9億ドルとなり、1月以来の高水準。ただし、1~10月の黒字総額は1,590億ドルと、前年同期を大きく下回っており、通年でも黒字額の縮小が確実な情勢。

(2) 国・地域別、品目別輸出動向

10月は、ASEAN向け輸出が前年同月比マイナスに再突入し、日本向けも減少幅が9月より拡大した半面、EUや米国向けの改善傾向が強まる。1~10月の品目別では、靴や玩具、家具など、労働集約型製品の落ち込みが全体よりも緩やかな趨勢が続いている。

(3) 国・地域別、品目別輸入動向

1月からの輸入累計額で日本がEUを上回ったものの、日本が第1位の地位を維持できるかどうかは微妙な情勢。品目別の特徴として、鉄鉱石や原油等の輸入量の高い伸び。

(4) 第106回中国輸出入商品交易会

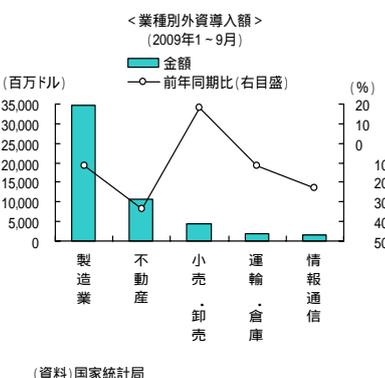
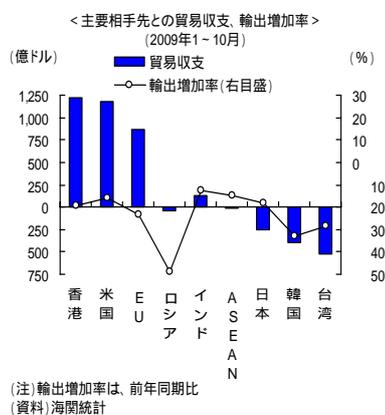
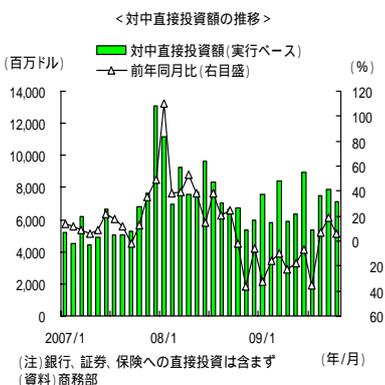
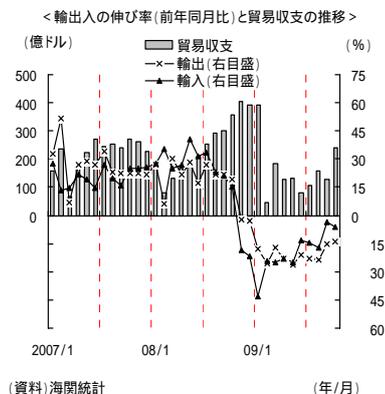
10月15日~11月4日まで開催された同交易会での輸出成約額は、304.7億ドル。前回(2009年春)より16.2%増となり、今後の輸出回復を想起させる結果。

【対中直接投資】

(1) 10月の対中直接投資は、前年同月比5.7%増の71.1億ドル。3カ月連続して前年同月の実績を上回ったものの、伸び率は前月を下回り、力強さに欠ける面も。

(2) 業種別投資額(1~9月)

1~8月に比べ、マイナス幅は総じて縮小するなか、小売・卸売向けの伸び(前年同期比18.1%増)が際立つ。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

トピックス

2010年の経済見通し・・・通年の成長率は9.0%に

景気対策による内需の押し上げとともに、外需の緩やかな回復も期待できることから、2010年の実質GDP成長率は9.0%となり、景気の回復傾向は年間を通して維持されよう。

(1) 景気の現状(2009年)

主要経済指標

・四半期別GDP(前年同期比)成長率は、1~3月期の6.1%を底に、4~6月期は7.9%、7~9月期は8.9%と、上向く。

・輸出は芳しくないものの、投資は高水準の伸び、消費は堅調な拡大が続いており、内需主導の景気回復を10~12月期も期待できる状況

通年の成長率は8.1%と、政府目標(8%)を達成の公算大

景気対策に伴う副作用

・過剰流動性によるインフレや資産急騰リスクの増大
 ・一部業種における供給過剰懸念

(2) 2010年に想定される経済運営

景気回復を持続させつつ、過熱防止にも注力する方針へと移行するが、引き締め一辺倒には傾斜せず。財政状況の改善を勧奨すると、景気対策の執行は順調。引き締めは限定的あるいは小幅なものにとどまるとともに、金融面からの成長下支えに向けた取り組みを継続。

(3) 需要項目別の見通し

投資

4兆元規模の景気刺激策は、2010年分も順調に執行。但し、一部業種における設備増強投資の抑制強化による影響は軽微。内陸部のインフラ整備需要等に支えられ、全社会固定資産投資の名目伸び率は26.0%と、高水準を維持。

消費

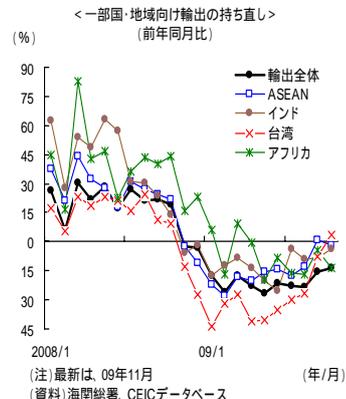
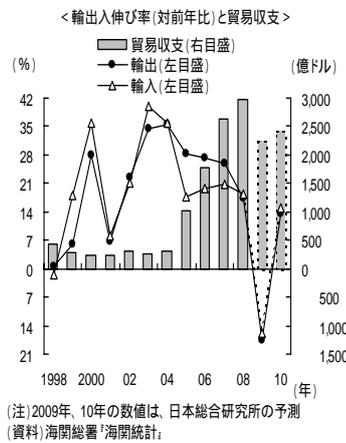
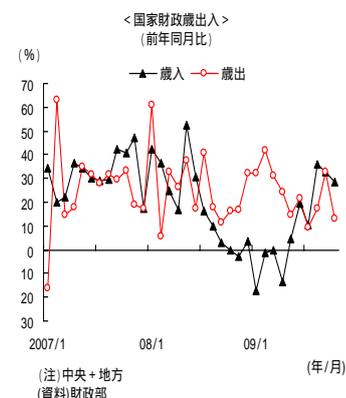
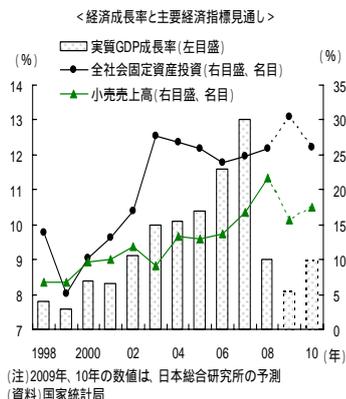
小型乗用車関連の減税措置の継続、「家電下郷」(農村部での家電購入に対する財政補助)の拡充などを織り込み、小売売上高(名目)は前年比17.5%増と、若干加速。

輸出

前年比13.5%増となるものの、2008年後半以降の急激な外需萎縮の反動によるところが大きい。

(4) 胡錦濤政権に求められる取り組み

民間部門の投資や消費の成長けん引力の強化など、長期的な成長持続に向けた施策強化が求められよう。



CNY - 中国人民元

中央経済工作会議、為替政策早期変更示唆せず

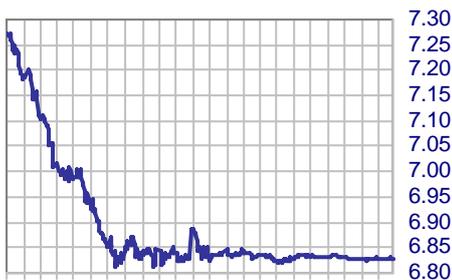
為替相場・政策金利予測

	為替相場							政策金利				
	1USD=CNY		100JPY=CNY			1CNY=JPY		1年物貸出基準金利				
	Dec-11		-		7.7282	-		12.94	-		5.31%	
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg
09Q4	6.8200	6.8200	6.8070	6.8490	7.5780	7.0650	7.9960	13.20	12.50	14.10	5.31%	5.31%
10Q1	6.8200	6.8100	6.8070	6.8490	7.5780	7.0650	7.9960	13.20	12.50	14.10	5.31%	5.31%
10Q2	6.7800	6.7700	6.7670	6.8890	7.2900	6.7970	7.6920	13.70	13.00	14.70	5.58%	5.58%
10Q3	6.7500	6.6500	6.7370	6.8480	6.7500	6.2930	7.3640	14.80	13.60	15.90	5.85%	5.85%
10Q4	6.7100	6.6200	6.6970	6.8180	6.3900	5.9580	6.8180	15.60	14.80	16.70	6.12%	5.85%
11Q1	6.6800	-	6.6670	6.7780	6.6800	6.2280	7.0480	15.00	14.20	16.10	6.66%	-

"Bloomberg" - ブルームバーグによる中央値・加重平均値、"SMBC" - SMBCシンガポールによるトレンド予測
Source: Bloomberg, SMBC Singapore

相場動向

USD/CNY-日足



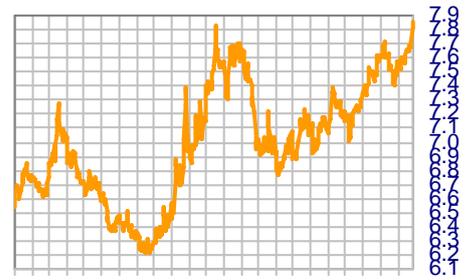
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N
Source: Bloomberg, CFETS

USD/CNY-週足



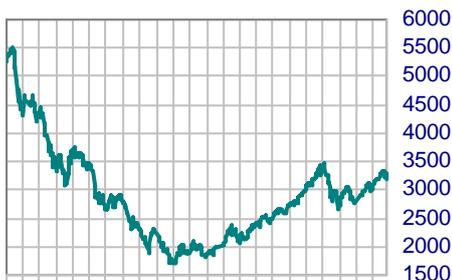
01 02 03 04 05 06 07 08 09
Source: Bloomberg

JPY/CNY (100JPY=CNY) -日足



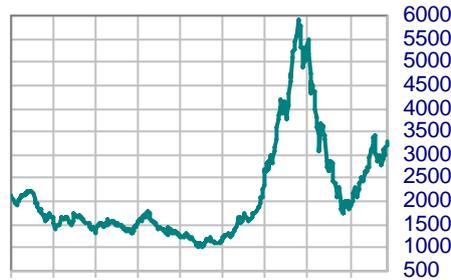
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N
Source: Bloomberg

上海総合指数-日足



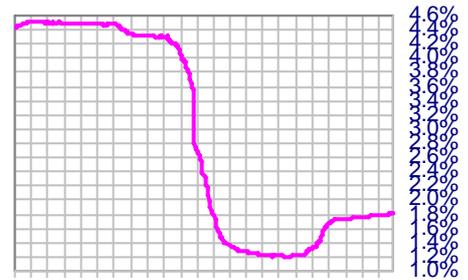
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N
Source: Bloomberg

上海総合指数-週足



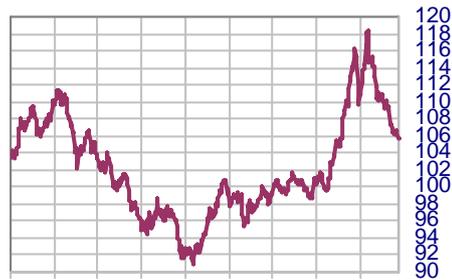
01 02 03 04 05 06 07 08 09
Source: Bloomberg

3ヵ月物SHIBOR-日足



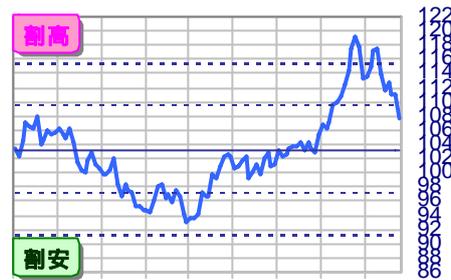
J F M A M J J A S O N D J F M A M J J A S O N
Source: Bloomberg

CNY名目実効為替相場-週足



01 02 03 04 05 06 07 08 09
Source: Bloomberg, JP Morgan Chase

CNY実質実効為替相場-月足



01 02 03 04 05 06 07 08 09
Source: Bloomberg, JP Morgan Chase

コメント

注目されていた中央経済工作会議は12月7日に閉幕、予想されていた通り、政府は「積極的な」財政政策と「適度に緩和的な」金融政策を維持すると述べた。声明文では為替政策について、「政策の一貫性と安定性」が外需の維持に必要であると述べた。先に温家宝首相が「中国は為替相場の安定を維持しつつ、人民元の柔軟性」を高めると述べていたこともあり、近々にも中国政府が対米ドルでの人民元の上昇を開始するとの見方はほとんどなくなった。政策変更があるとすれば、春節（来年は2月15日から）後の経済情勢を指標で確認できる来年第2四半期以降となる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TWD - 台湾ドル

統一地方選挙で野党民進党善戦、対中政策に一定の影響も

為替相場・政策金利予測

Dec-11	為替相場						政策金利					
	1USD=TWD		100JPY=TWD			1TWD=JPY		公定歩合				
	32.28		-			36.52		-				
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		E of Q	Quarterly Range		End of Quarter	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC	Bloomberg
09Q4	32.50	31.90	31.70	33.50	36.10	33.50	38.10	2.7690	2.6230	2.9890	1.250%	1.250%
10Q1	32.50	31.50	31.70	33.50	36.10	33.50	38.10	2.7690	2.6230	2.9890	1.250%	1.250%
10Q2	33.00	31.00	32.10	34.00	35.50	32.90	37.50	2.8180	2.6690	3.0420	1.500%	1.500%
10Q3	33.30	31.05	32.40	34.30	33.30	30.90	35.90	3.0030	2.7900	3.2410	1.750%	1.500%
10Q4	33.50	31.00	32.60	34.50	31.90	29.60	33.70	3.1340	2.9690	3.3830	2.000%	1.750%
11Q1	33.30	-	32.40	34.30	33.30	30.90	35.10	3.0030	2.8450	3.2410	2.250%	2.500%

"Bloomberg" - ブルームバーグによる中央値・加重平均値、"SMBC" - SMBCシンガポールによるトレンド予測
Source: Bloomberg, SMBC Singapore

相場動向

USD/TWD-日足



Source: Bloomberg, Taipei Forex Inc.

USD/TWD-週足



Source: Bloomberg

JPY/TWD (100JPY=TWD) - 日足



Source: Bloomberg

加権指数 - 日足



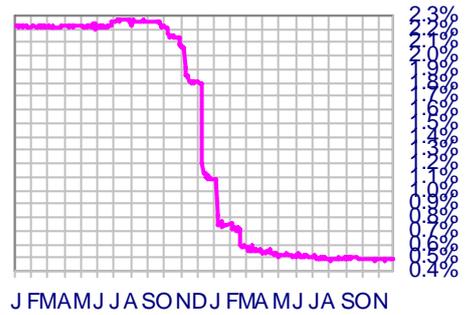
Source: Bloomberg

加権指数 - 週足



Source: Bloomberg

3ヵ月物流通CP利回り - 日足



Source: Bloomberg

TWD名目実効為替相場-週足



Source: Bloomberg, JP Morgan Chase

TWD実質実効為替相場-月足



Source: Bloomberg, JP Morgan Chase

コメント

12月5日に実施された17市市の首長を選ぶ統一地方選挙では、野党民進党が嘉義県長など既存の3ポストを維持するとともに、激戦となった宜蘭県では、民進党が国民党の現職を破り、4年ぶりに同県長ポストを奪回した。今回の選挙では、馬英九政権の台風被害での失策が有権者離れを招いた一面があったが、民進党は選挙戦の中で、「中台経済協力枠組み協定」(ECFA)が地場産業に打撃を与えると非難、得票率を大きく伸ばしたこともあって(国民党47.9%、民進党45.3%)、来春にもECFAを締結しようと腐心する国民党の対中接近政策がやや後退するリスクを指摘する向きも少なくない。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

HKD - 香港ドル

来年末にかけてホット・マネー逆流が懸念される展開か

為替相場・政策金利予測

Dec-11	為替相場									政策金利		
	1USD=HKD			100JPY=HKD			1HKD=JPY			HKMA基準金利		
	7.7506		-	8.7740		-	11.40		-	0.50%		
	End of Quarter		Quarterly Range		E of Q		Quarterly Range		E of Quarter		End of Quarter	
	SMBC	Bloomberg	SMBC		SMBC	SMBC		SMBC		SMBC	Bloomberg	
09Q4	7.8000	7.7500	7.7500	7.8000	8.6670	8.0810	9.1510	11.50	10.90	12.30	0.50%	-
10Q1	7.8000	7.7500	7.7500	7.8000	8.6670	8.0810	9.1510	11.50	10.90	12.30	0.50%	-
10Q2	7.8000	7.7800	7.7500	7.8000	8.3870	7.8200	8.8560	11.90	11.30	12.70	0.75%	-
10Q3	7.8000	7.7900	7.7500	7.8000	7.8000	7.2730	8.4720	12.80	11.80	13.70	1.00%	-
10Q4	7.8000	7.8000	7.7500	7.8000	7.4290	6.9270	7.8440	13.50	12.80	14.50	1.50%	-
11Q1	7.8000	-	7.7500	7.8000	7.8000	7.2730	8.2360	12.80	12.10	13.70	2.50%	-

"Bloomberg" - ブルームバーグによる中央値・加重平均値、"SMBC" - SMBCシンガポールによるトレンド予測
Source: Bloomberg, SMBC Singapore

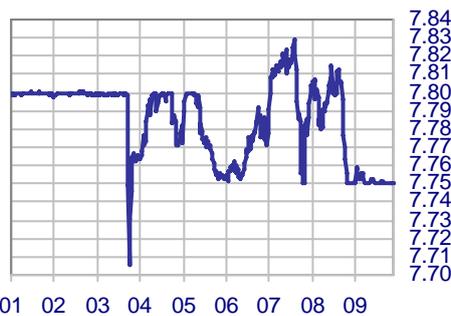
相場動向

USD/HKD - 日足



Source: Bloomberg

USD/HKD - 週足



Source: Bloomberg

JPY/HKD (100JPY=HKD) - 日足



Source: Bloomberg

恒生指数 - 日足



Source: Bloomberg

恒生指数 - 週足



Source: Bloomberg

3ヵ月物HIBOR - 日足



Source: Bloomberg

HKD名目実効為替相場 - 週足



Source: Bloomberg, JP Morgan Chase

HKD実質実効為替相場 - 月足



Source: Bloomberg, JP Morgan Chase

コメント

こここのところの対米ドルでのアジア通貨高の進行を受けて、香港ドルにも上昇圧力が掛っており、米ドル/香港ドル相場は、香港ドル高方向の交換保証レート(7.75香港ドル)に張り付いている。香港金融管理局(HKMA)による香港ドル売り介入を通じて、市中流動性は11月以降、891億香港ドル(114億米ドル)も増加した(年初来では4,696億香港ドル(606億米ドル)の増加)。香港への大量の資金流入の一因として、2010年末までの時限措置である100%の預金保証プログラムが挙げられるが、期限が近づくに連れて(早ければ年明け以降にも)、流入したホット・マネーの逆流が懸念されるようになりそう。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。